仕 様 書

委託業務名

西町まちづくりセンター・西町会館及び西野まちづくりセンター・昭和会館駐車場除 排雪業務

作業場所及び作業面積(別図のとおり)

(1) 西町まちづくりセンター・西町会館

札幌市西区西町南9丁目2-2 約 450 ㎡

西野まちづくりセンター・昭和会館 札幌市西区西野6条3丁目 約 350 m

使用機種及び作業人員

- (1) タイヤショベル(1.4~2.0m³・可変プラウ)
- ダンプトラック(10t)
- 普通作業員 (3)

業務内容 4

(1) 除雪内容

ア 施設敷地内(別図の実線部分内)に堆積している雪を、敷地内の雪堆積場所(別 途指示する) に集積する。

イ 除雪作業は、原則として積雪量が15センチメートル以上の場合に実施する。

排雪内容

堆積場所の堆積状況により、委託者から要請があった場合、指定日に札幌市指定の 雪堆積場に運搬すること。

(3) その他

委託者から要請があった場合、建物部分(別途指示する)の雪下ろし作業を行う

普通作業員単独で行う作業は、作業場所のまちづくりセンター所長の確認のもと

過去4年度(令和3~令和6年度)の西町まちづくりセンター・西町会館及び西 野まちづくりセンター・昭和会館平均作業時間実績(参考)

・タイヤショベル 64 時間

・ダンプトラック (10t) 56 時間

• 普通作業員 47 時間

5 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日までとし、年末年始の休日(12月29日~1月3 日)を除く。

作業時間 6

作業は原則として午前5時00分以降に開始し、午前8時30分までに完了させること。 周辺の環境を考慮し、苦情等の原因とならない時間帯に作業を行うこと。

作業報告書の提出

受託者は、作業終了の都度、作業場所のまちづくりセンター所長の確認を受け、別添 作業報告書及び車両運転日報、タコグラフのチャート紙を作業場所ごとに作成し、作業 当日委託者に提出すること。 なお、各まちづくりセンターが閉庁日の作業報告書は、翌開庁日に各まちづくりセン

ター所長の確認を必ず受けること。

業務完了届の提出

- (1) 受託者は、毎月の実施した作業について、使用機械及び作業人員の区分毎の稼動時 間を集計し、別添業務内訳書及び業務完了届をすみやかに委託者に提出すること。
- (2) 業務内訳書については、作業場所ごとに作成すること。
- (3) 1か月毎に集計した稼働時間に10分未満の端数が生じたときは、請求金額の計算 時にこれを切り捨てるものとする。

9 作業時の注意事項

- (1) 上記作業については、各まちづくりセンター等の指示に基づき行うものとする。 (2) 作業の実施にあたっては、事故防止のため、十分注意を払い安全確保に努めると もに、事故に対する一切の責任を負うこと。また、事故が発生した場合は速やかに委

託者に報告すること。

(3) 作業の実施にあたって、塗装面、壁面、境界杭、マンホール等の施設内工作物を破損した場合、受託者により現状復旧し、委託者に報告すること。

10 環境負荷の低減に関する事項

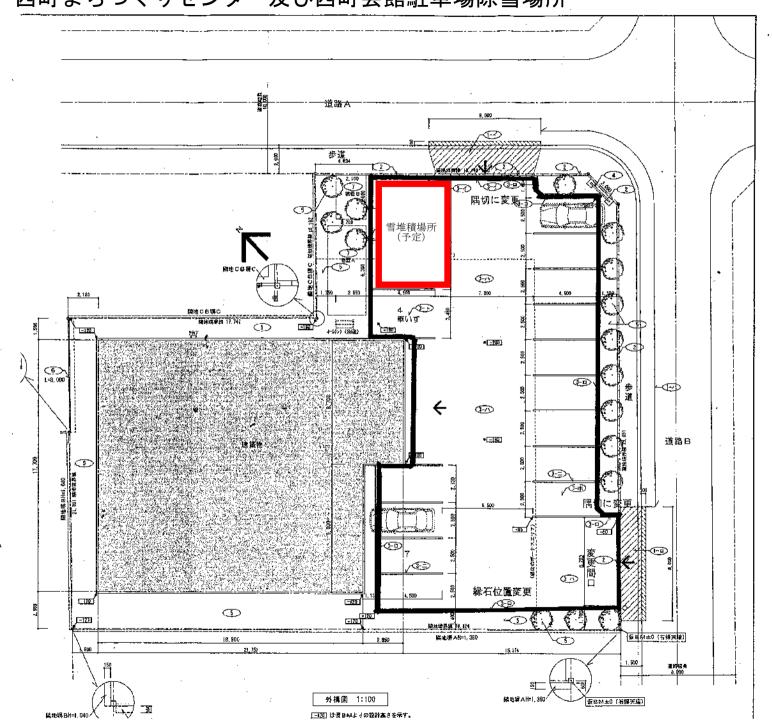
本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム及び環境関係法令に準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき、環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努めること。
- (4) 再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上実施すること。

西町まちづくりセンター及び西町会館駐車場除雪場所



西野まちづくりセンター及び昭和会館敷地除雪場所

